（県議会活動報告・県政報告）

第９８号

こだっつ通信

令和３年７月１１日発行
発行責任者
宮城県議会議員　中島源陽

「不登校の表現は不適切！」を訴える

６月県議会の一般質問において、①コロナ対策について、②減少時代の農業振興について、③誰もが安心できる学びの環境づくりについて、の大綱３点を取り上げました。特に今回は、学校に登校していない子どもたちを不登校とするのは不適切と指摘した部分については質問全文と回答を掲載します。これからも子どもたちやその保護者の声を大切にしていきたいと思います。

○「不登校の表現は不適切」に係る質問（全文）

この１年半にわたって、自民会派内の教育機会確保法に関するプロジェクトチームの活動を通じて、多くの現場を訪問させて頂き、長期間、学校に登校していない多くの子どもたちと接してきました。その出会った子どもたちを見ていて「不登校」という言葉が子どもたちの心を傷つけているのではないだろうかという思いに駆られました。学校に行けなくなることや行かないと判断する原因は一人ひとり違います。中には大人側からの何らかの行為によるものもあり、そうした多様な実態に目を向けることなく、一方的に総称して「不登校」としていることは、そもそも不適切ではないのかとも考えます。これまでの「不登校」という概念は学校を真ん中にして考えた場合に存在する表現であり、本来の教育は「子ども」を真ん中にして考えるべきであります。そう考えた場合には「不登校」という表現は登場してこないのではないでしょうか。一方、子どもたちの多様な学びを保障した「教育機会確保法」においては、「不登校児童生徒」を明確に定義しています。同法が議員発議で議論されていくなかで、「子どもを真ん中にする」という発想ではなく、従来の「学校」を真ん中にする視点での法律となったことについては、今後の再検討が必要ではないかと思っています。そうした意味においては、当面の法律上の取組においては、「不登校児童生徒」という表現が求められますが、子どもを真ん中にして考えにたった場合、県教育行政としては「不登校児童生徒」という表現を使用しないことも選択肢と考えます。本県においては、多様な場において学びを確保していることと共に、学びに向けた休息をとること、学びに向けた心の元気を取り戻そうとすること等を含めて、「多様な学び」とする考え方を基本にして、そうした子どもたちを「多様な学びの児童生徒」とすることを検討していくべきと考えますが、所見を伺います。

答弁（伊東教育長）　※答弁メモより

ご指摘のように、子どもを中心に据える考え方を不登校支援の基本とすることは大切なことであると認識しております。

一方、不登校という言葉は、法律を始め、広く用いられていることや、ご提案の「多様な学び」は特別支援教育や個別最適な学びの分野で使われていることなどから、直ちに言い換えるのは難しいと思われ、県教育委員会としては、まず、不登校は問題行動ではないということを多くの皆様に伝えていくことに力を入れたいと考えております。先月の県政だよりにおいても、社会全体での理解が深まるよう、不登校の子どもへの支援の考え方を掲載しましたが、今後も機会を捉え、教育関係者を始め広く県民に周知してまいります。

答弁（村井知事）　※再質問に対する答弁メモより抜粋

「不登校」という言葉は一般的に広まっているので、県庁だけで変えられるものではない。国全体としてどう捉えるのかが重要である。表現を見直してはどうかということを文科大臣に伝えたい。

みやぎ型管理運営方式について

（宮城県上工下水一体官民連携運営事業）

７月５日、今議会の本会議において、第 157 号議案「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」と第 171 号議案「公共施設等運営権の設定について」の２議案が賛成多数で可決されました。第 157 号議案では、利用料金の減免、経営審査委員会の設置、議会への報告が新たに規定され、第 171 号議案においては、県が運営する上工下水道に公共施設等運営権を設定することができることとなりました。このことにより、来年４月から全国初の官民連携型として、民間企業グループによる管理運営が始まる予定となりました。一方、県は引き続き水道用水供給事業者であり、事業主体なので、今後もその責任は極めて重く大きいものと考えます。将来に向けて水道３事業の安全安心を確保していけるよう注視していきたいと思います。

以下に、みやぎ型管理運営方式に係る背景やその概要について紹介いたします。

＜背景＞

○人口減少→水道水の利用減少→収入の減少
○節水型社会→水道水、下水道の需要減少→収入の減少
○本県の水道事業は開始から４０年→今後、更新が必要

⬇

＜現状と見通し＞

○本県では、浄水場等の運転管理を 30 年近く民間事業者に委託しているが、民間の力を十分に生かせていない
○30 年後には、水道料金が 1.4 倍ほどになる見通し

⬇

＜そこで、県は考えました＞

○県が水道 3 事業の事業者として事業主体でありながら、民間の力を最大限活用し、大きなコスト削減を可能にする運営方法として「みやぎ型管理運営方式」を考えました。

⬇

＜現在とみやぎ型管理運営方式の違いは？＞

	現在	みやぎ型
運転管理	民間事業者	民間事業者
契約期間	4～5 年	20 年間
契約単位	事業毎に個別委託	対象９事業一体契約
発注方式	仕様発注	性能発注
民間事業者の業務	設備の点検 流量・流圧の監視 水質チェック	設備の点検 流量・流圧の監視 水質チェック 設備等修繕・更新
水質検査	民間事業者 ＋県のチェック	民間事業者 ＋県のチェック ＋専門家チェック
調達業務	県	民間事業者
維持管理・更新	県が管路の維持管理・更新及び建物の更新を行う	同左
料金改定	県議会の議決	同左
自然災害時の対応	県が対応し、復旧工事を発注する	同左

＜農林水産分科会・委員会にて＞

私の所属する農林水産分科会において、農政関連補正予算の審議が行われました。「地域食農連携プロジェクト推進費　900 万円余」で、地域の特徴ある素材を加工して商品化するプロジェクトへの支援ということでしたので、様々な農産物の中でもお米に関しても商品化することを検討するよう意見しました。

また、予算以外を審議する農林水産委員会においては、豚熱に感染した野生イノシシが県内で確認されたことに関して、養豚農場の柵設置推進等を進めるに当って、しっかり市町村と連携することを要請しました。さらには、福島第一原発における処理水の海洋放出方針に関して、すでに風評被害が発生しているとのことであり、県としてしっかりと事実を把握して、まずは風評被害を極力発生させない取組が欠かせないことを意見しました。来年度より、本格実施される「森林・林業未来創造カレッジ」の今年度の取組も報告され、年間 100 人の新規林業後継者の就業を目標としているとのことでありました。広葉樹の活用、輸入木材の高騰を受けた国産材による住宅建築の推進等、新たな林業活性化が進展することを期待しています。

中小企業等再起支援事業の紹介

新型コロナウイルス感染所の影響により業績が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上及び感染防止対策に関する新たな取組を支援する事業であり、事業活用をご検討の場合は、下記窓口等にアクセスまたはご連絡ください。

〇みやぎおうえんコンソーシアム
（宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局
https://miyagi-chusho-saiki.jp/

〇お問い合わせ先（コールセンター）
0570－044－030（平日午前 10 時から午後 5 時まで）
※コールセンターは 7 月 15 日から開設します。

現場の声が出発点！

〇みやぎ宿泊割キャンペーンについて

鳴子温泉旅館ホテルや宮城県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局の方より、当キャンペーンに参加するに当たっての手続き等が煩雑過ぎることから、参加を見合わせている旅館ホテルが多いとの声を頂きました。施策の効果を最大化するためにも、できるだけ多くの旅館ホテルが取り組めるような対応をすることを一般質問で求め、追加登録にも柔軟に対応するとの回答を得ました。

〇みやぎ飲食店コロナ対策認証制度について

大崎市内の接待を伴う飲食店の方より、同じように感染対策をとったところには、認証制度や感染対策支援があるべきではないか、とのご指摘を頂きました。本県では、特にクラスターが多様な場面で発生していることから、今回の一般質問で、業種別認証制度や取組別認証制度及び制度活用に対する支援策の必要性を訴え、県の考えを質しました。県からは、今回の飲食店認証制度の効果を見極めつつ、他県の事例も参考にしながら、実効性を高めるための検討を進めていきたいとの答弁でした。

こだっつの会（県政懇談会）について

下記日程にて、県政懇談会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。コロナ対策として、人数を限定（各会場 10 名以内）しての開催となりますので、事前に事務所にお申込み頂ければ幸いです。当日はマスク着用をお願いします。

①日時：7 月 17 日（土）午前 11 時～12 時
　場所：田尻地区公民館
②日時：7 月 18 日（日）午前 10 時～11 時
　場所：岩出山地区公民館
③日時：7 月 18 日（日）午後 1 時～2 時
　場所：川渡地区公民館
④日時：7 月 18 日（日）午後 4 時～5 時
　場所：古川商工会議所

こめつぶくんへの便り

皆様からのお声をお待ちしております。

お名前：　　お電話：

ご住所：

中島もとはる事務所　大崎市岩出山字二の構５３　電話：**０２２９－７２－３８８２（不在時は留守電・FAX 兼用）**

自宅住所：〒９８９－６４０２　宮城県大崎市岩出山字下真山馬伏谷１５

自宅事務室電話：０２２９－７７－２３５０（不在時は留守電・FAX 兼用）

Ｅメール：minna@motoharu-smile.jp　ホームページ http://motoharu-smile.jp（ブログ版こだっつ通信もこちらから・・）